

告 示

埼玉県告示第七百四十四号

測量計画機関である蓮田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（数値修正 地図情報レベル二五〇〇）

三 作業地域

蓮田市全域

四 作業期間

平成三十年六月二十六日から平成三十一年二月二十八日まで